第八十三条第三号中「第八条第二項第三号」を「第八条第三項第三号」に改め、「（企画課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号中「並びに企画課の所掌に属するもの」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号中「（企画課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　高齢・障害者雇用対策部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

第八十三条に次の四号を加える。

五　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七条第一項に規定する障害者雇用対策基本方針の策定に関すること。

六　失業対策に関すること。

七　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の組織及び運営一般に関すること。

八　前各号に掲げるもののほか、高齢・障害者雇用対策部の所掌事務で障害者雇用対策課の所掌に属しないものに関すること。

第八十四条第二号中「企画課」を「高齢者雇用対策課」に改め、同条第三号中「第八条第二項第三号」を「第八条第三項第三号」に、「企画課」を「高齢者雇用対策課」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年八月五日から施行する。

（最低賃金審議会令の一部改正）

第二条　最低賃金審議会令（昭和三十四年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「勤労者生活部勤労者生活課」を「労働条件政策課」に改める。

（労働政策審議会令の一部改正）

第三条　労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条ただし書中「勤労者生活部企画課」を「勤労者生活課」に改める。

厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　菅　**直人**

原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する政令を廃止する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年八月四日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百七十九号

原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する政令を廃止する政令

内閣は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する政令（平成十一年政令第三百三十二号）は、廃止する。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣　川端　達夫
内閣総理大臣　菅　**直人**

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年八月四日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百八十号

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「第十七条の四第二項」を「第十七条の五第二項」に、「第十七条の十」を「第十七条の十一」に改める。

第十三条第二項第一号中「第十七条の四第一項、第十七条の五第一項、第十七条の六第一項並びに第十七条の十二第二項」を「第十七条の五第一項、第十七条の六第一項、第十七条の七第一項並びに第十七条の十三第二項」に改め、同項第二号中「第十七条の七及び第十七条の十」を「第十七条の八及び第十七条の十一」に改め、同項第三号中「第十七条の十二第一項」を「第十七条の十三第一項」に改める。

附　則

この政令は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十二年八月十日）から施行する。

環境大臣　小沢　鋭仁
内閣総理大臣　菅　**直人**

条　約

特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年八月四日

内閣総理大臣　菅　**直人**

条約第八号

特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定

日本国政府（以下「政府」という。）及び国際移住機関（以下「機関」という。）は、

千九百五十三年の国際移住機関憲章第二十七条及び第二十八条の規定に留意し、

機関並びにその加盟国の代表者、事務局長、事務次長及び職員の特権及び免除を定めることを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

機関並びにその加盟国の代表者、事務局長、事務次長及び職員は、千九百四十七年の専門機関の特権及び免除に関する条約第三条から第六条まで、第七条第二十五項及び第九条第三十一項の規定に基づき専門機関並びにその加盟国の代表者及び職員（専門機関の事務局長を含む。）に与えられる特権及び免除を享有する。